

大阪府契約局物品調達一般競争入札 共通入札説明書（政府調達関係）

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、大阪府公報及びこの「大阪府契約局物品調達一般競争入札共通入札説明書（政府調達関係）（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「発注概要書」及び電子による入札の場合は「大阪府電子入札心得（物品関係）」（以下「電子入札心得」という。）、紙による入札の場合は「大阪府一般競争入札心得（物品関係）」及び「郵便入札心得（物品関係）」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

目 次

- 1 入札の手続き等（一般事項）
- 2 発注概要書等の交付等
- 3 予定価格等の公表
- 4 入札参加資格
- 5 入札参加申請手続き
- 6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知
- 7 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者に対する理由説明
- 8 仕様書の交付
- 9 発注概要書及び仕様書に対する質問及び回答
- 10 連絡事項の確認
- 11 入札書の提出
- 12 入札参加の辞退等
- 13 入札執行の保留、延期又は取り止め若しくは紙入札への変更
- 14 公正入札調査の実施
- 15 入札金額内訳書等の提出
- 16 入札金額
- 17 入札保証金
- 18 開札の日時及び方法
- 19 事後審査
- 20 入札書の無効
- 21 落札者の決定方法
- 22 契約手続等
- 23 苦情申立て
- 24 実施上の留意事項

1 入札の手続き等（一般事項）

- (1) 参加資格確認申請書、入札書の提出等の手続きは、原則として大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）により行う。ただし、国内に事業所を有しない者は、紙による入札を行う（以下「紙入札」という。）ことができるものとする。

○大阪府電子契約ポータルサイト

URL (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

(2) システムによる場合

ア 入札参加者は、参加を希望する入札の参加資格確認申請書の提出期限までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を大阪府電子申請システムにより完了していること。

○大阪府ホームページ（共通／ICカードの登録）

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-iccard.html)

イ 大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日（以下「休日」という。）並びに休日を除く午前4時から午前5時まで及び毎週水曜日午後8時から翌日午前8時までの間は、保守・点検等のためシステムを利用できないことがある。

○システムの操作マニュアルについては、大阪府ホームページの「操作マニュアル」よりダウンロードすることができる。

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-hajimete/index.html)

(3) 紙入札による場合

ア 参加資格確認申請書及び添付資料を申請期限までに提出場所に郵送し、又は持参する。

イ 休日並びに休日以外の午前9時から午後6時以外の時間については窓口による受付ができない。

2 発注概要書等の交付等

「発注概要書」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「発注概要書等」という。）を、入札参加者に対し、交付する。

(1) 発注概要書等の交付

ア 交付日

「発注概要書」による。

イ 交付方法

システムにより行う。

手順1 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『入札・公募』タブ内『入札公告』をクリック

↓

手順2 案件情報検索画面：「区分」を『物品』とし、その他検索条件（※）を指定の上で、『検索』をクリック

↓

手順3 案件情報一覧が表示されるため、閲覧したい案件の公告『表示』をクリックすると、「公告情報」画面から発注概要書等がダウンロードできる。

※《その他検索条件の例》

「入札方法」欄は「電子入札」を選択

「部局」欄は「〇〇〇部」を選択

「公告日」欄は「発注概要書の公告日」を入力

(2) 交付する発注概要書等の内容

「発注概要書」による。（「発注概要書」の「5 交付書類一覧」参照）

3 予定価格等の公表

(1) 公表日

「発注概要書」による。

(2) 公表方法

システムにより行う。

4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 「発注概要書」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
- (2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

- (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (8) 国内に事業所を有しない者にあつては、事務所の所在する国における(5)から(7)までに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。

- (9) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

- (10) 告示の日から開札の日までの期間において、次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(3)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(3)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(3)キに掲げる者を除く。）

エ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者

オ 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者

5 入札参加申請手続き

5-1 システムによる場合

入札参加者は、次のとおり参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料をシステムにより提出（以下「入札参加申請」という。）し、本府の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び参加資格確認通知書の参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 申請期間

「発注概要書」による。なお、システムによる、入札参加申請の受付には相当の時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

(2) 提出方法

手順1 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『入札・公募』タブ内『電子入札（電子契約サービス）』をクリック

↓

手順2 「大阪府電子契約（電子入札）システム」トップ画面の『電子入札システムの入り口』をクリック

↓

手順3 「大阪府電子入札システム」画面上の『電子入札システム』をクリックし、ログイン

↓

手順4 『調達案件検索』画面で検索条件を設定し、『調達案件一覧』をクリック

↓

手順5 『調達案件一覧』画面から『参加資格確認申請／参加表明書／入札参加申請』欄の『提出』をクリック

5-2 紙入札による場合

入札参加者は、次のとおり参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料を郵送又は持参により提出し、本府の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び参加資格確認通知書の参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 申請期間

「発注概要書」による。なお、入札参加申請の受付には相当の時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参による。入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

なお、提出した書類の返却は行わない。

6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

6-1 システムによる場合

- (1) システムが入札参加申請を受け付けた場合、以下の項目のみシステムが審査（以下「自動審査」という。）を行い、その結果を参加資格確認通知書に(2)又は(3)のとおり記載し、入札参加希望者にシステムにより通知する。

なお、「自動審査を行う項目」以外の項目に関する入札参加資格の審査は、19の事後審査により開札後、実施する。

このため、開札を行った後、直ちに落札者が決定するわけではないため注意すること。

○自動審査を行う項目

登録業種

*「発注概要書」及び「共通入札説明書」により、入札参加条件とした場合であっても、条件の設定によって自動審査しない場合がある。この場合の当該項目についての審査は19の事後審査により開札後、実施するものとする。

- (2) 自動審査の結果、(1)の審査項目を全て満たした者には、『参加資格の有無』欄に『有』と記載した通知を行う。入札参加資格が「有」と記載された者が当該入札に参加できるものとする。
- (3) 自動審査の結果、(1)の審査項目を一部でも満たさない者には、『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を行う。
- (4) 『参加資格の有無』欄に『無』と記載した場合は、その理由を付して通知する。
- (5) (3)の『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を受けた者は、5-1(1)の申請期間内であれば、再度、入札参加申請を行うことができる。

ただし、5-1(1)の申請期間内に受付が完了しなかった場合、本府は一切の責めを負わない。

6-2 紙入札による場合

- (1) 入札参加希望者から提出のあった入札参加申請書等に基づき資格審査行う。
- (2) (1)の審査項目を全て満たした者には、『参加資格の有無』欄に『有』と記載した通知を行う。入札参加資格が「有」と記載された者が当該入札に参加できるものとする。
- (3) (1)の審査項目を一部でも満たさない者には、『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を行う。
- (4) 『参加資格の有無』欄に『無』と記載した場合は、その理由を付して通知する。
- (5) 通知はFAX又は電子メールで行う。
- (6) (3)の『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を受けた者は、5-2(1)の申請期間内であれば、再度、入札参加申請を行うことができる。

ただし、5-2(1)の申請期間内に受付が完了しなかった場合、本府は一切の責めを負わない。

7 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者に対する理由説明

- (1) 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者は、その理由を通知書に記載されている期限までであれば、本府に説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合は、システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等のシステム以外によるものは受け付けない。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、システムにより行う。ただし、システムにより回答できない場合は、書面により行うものとする。

回答に不服がある者（以下「不服申立者」という。）は、契約局長に対し苦情の申立てを行うことができる。契約局長は、不服の申立てがあった場合には、速やかに大阪府入札監視等委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼し、委員会の審議の結果（以下「審議結果」という。）を踏まえた上で、不服申立者に対し、回答するものとする。
- (4) (1)により説明を求めた者又は(3)の不服申立者が、入札参加資格を有することが明らかとなった場合は、「5 入札参加申請手続き」を再度、各申請期間内に行うこと。行うことが出来ない場合は入札に参加できない。

8 仕様書の交付

仕様書は2の発注概要書等と同じファイルで交付する。

- (1) 交付期間
「発注概要書」による。
- (2) 交付方法
交付はシステムにより行う。
- (3) 設計図書の取扱い
「発注概要書」に設計図書の定めがある場合は、6-1(2)又は6-2(2)の通知を受けた者に設計図書を交付するため、仕様内容について、他の仕様書とあわせて確認すること。
なお、設計図書のダウンロードには相当の時間を要するので、余裕を持って行うこと。

9 発注概要書及び仕様書に対する質問及び回答

9-1 システムによる場合

- (1) 質問期間及び回答予定日時
「発注概要書」による。
- (2) 質問方法
質問は、利用者登録を完了した者のみシステムにより行うことができる。持参、郵送、電送及び電話等、システム以外の方法は受け付けないものとする。
質問には、質問者が特定できる内容を記入しないこと。
なお、システムの質問欄に入力する質問は1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため回答できない場合がある。
また、質問入力の際は「添付資料追加」は行わないこと。「添付資料追加」で質問されたものについては回答を行わない。
- (3) 回答方法
回答は、システムにより公開する。ただし、設計図書に対する回答については6-1(2)又は6-2(2)の通知を受けた者にのみ公開する。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、必ず回答の内容を確認すること。また、回答予定日以前にも回答することがあるため、定期的に回

答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(4) 回答の閲覧方法

回答は、以下の手順により閲覧できる。

手順1 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『入札・公募』タブ内『電子入札（電子契約サービス）』をクリック

↓

手順2 「大阪府電子契約（電子入札）システム」トップ画面の『電子入札システムの入り口』をクリック

↓

手順3 「大阪府電子入札システム」画面上の『質問回答』をクリックし、ログイン

↓

手順4 『調達案件検索』画面で検索条件を設定し、画面左上の『「入札説明書・案件内容」質問』/『「設計図書」質問』をクリック

↓

手順5 調達案件一覧画面で該当案件の説明書欄の『選択』をクリック

↓

手順6 質問回答一覧画面で質問／回答欄の『表示』をクリック

○上記手順にかかわらず、質問に対する回答を、2の発注概要書等に追加する場合があるため、その際は「公告情報」画面から確認すること。

9-2 紙入札による場合

(1) 質問期間及び回答予定日時

「発注概要書」による。

(2) 質問方法

次の点に留意の上、FAXにより行うこと。持参、郵送、電送及び電話等によるものは受けけない。なお、様式は問わない。

(ア) 件名は、「〇〇〇（入札案件名）に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。

(3) 質問に対する回答

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、必ず回答の内容を確認すること。また、回答予定日以前にも回答することがある。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(ア) 回答予定日時

「発注概要書」による。

(イ) 回答方法

システムによる参加者の質問及び回答もあわせて、下記URLにて質問及び回答内容について掲載を行う。

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-buppin-koukoku.html)

10 連絡事項の確認

10-1 システムによる場合

- (1) 6-1 (2)の通知を受けた者は、当該入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、システムにより連絡事項を定期的に確認すること。

なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

- (2) 連絡事項の確認方法

連絡事項は、以下の手順により確認できる。

手順1 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『入札・公募』タブ内『電子入札（電子契約サービス）』をクリック

↓

手順2 「大阪府電子契約（電子入札）システム」トップ画面の『電子入札システムの入り口』をクリック

↓

手順3 「大阪府電子入札システム」画面上の『電子入札システム』をクリックし、ログイン

↓

手順4 『調達案件検索』画面で検索条件を設定し、『調達案件一覧』をクリック

↓

手順5 調達案件一覧画面で当該案件欄の右端にある連絡事項確認欄の『表示』をクリック

10-2 紙入札による場合

6-2 (2)の通知を受けた者は、当該入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、FAX又は電子メールにより行う連絡事項を定期的に確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

11 入札書の提出

11-1 システムによる場合

- (1) 入札書の提出期間

「発注概要書」による。

- (2) 入札書の提出方法

ア システムにより入札書を提出する。持参、郵送及び電送等、システム以外によるものは受け付けない。

なお、入札書の提出に当たっては、システムに入札金額、くじ入力番号等必要事項を入力すること。

イ システムにより入札書を提出した後は、入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (3) 入札回数

原則として1回とする。

- (4) 再度の入札

- ア 予定価格を事前公表しない入札の場合において、予定価格の制限の範囲内での入札書の提出がないときは再度の入札を行う。
 - イ 再度の入札を行う場合は、入札参加者がすべてシステムによる場合はシステムにより次の事項を通知する。また、紙入札による者が存在する場合は、FAX又は電子メールにより通知する。
 - (ア) 再度の入札を行う旨
 - (イ) 再度の入札の入札書の提出期間
 - (ウ) 再度の入札の開札日時
 - (エ) 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額
 - ウ 再度の入札は1回限りとする。
 - エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。
 - (ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者
 - (イ) 大阪府電子入札心得（物品関係）第8条及び第9条の規定により無効とされた入札をした者
 - (ウ) 大阪府電子入札心得（物品関係）第10条の規定により失格とされた者
 - オ イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。
- (5) その他
- 入札書の入力に際しては、次の事項に留意すること。
- ア 入札書の入力には注意して正確に行い、入力内容を確認の上、入札書の提出を行うこと。
 - イ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、提出期間内に余裕を持って入札書の提出を完了すること。
 - ウ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認すること。なお、入札書受信確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを証する書面を保管しておくこと。
 - エ 6-1 (2)の通知を受けた後、1 (3)による利用者登録を行ったICカードが失効したときには、当該ICカードでは電子入札に参加できない。
- ただし、複数のICカードを所持し、かつ利用者登録を行っている者は、失効したICカード以外のICカードで、引き続き電子入札に参加することができる。

11-2 紙入札による場合

- (1) 入札書の提出期限

「発注概要書」による。
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 郵送又は持参により提出期限及び場所に入札書を提出するものとし、それ以外は受け付けない。
（「発注概要書」の「6 提出書類一覧」参照）
 - イ 入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 入札回数

原則として1回とする。
- (4) 再度の入札
 - ア 予定価格を事前公表しない入札の場合において、予定価格の制限の範囲内での入札書の提出がないときは再度の入札を行う。
 - イ 再度の入札を行う場合は、FAX又は電子メールにより入札参加者に次の事項を通知する。

- (ア) 再度の入札を行う旨
- (イ) 再度の入札の入札書の提出期限
- (ウ) 再度の入札の開札日時
- (エ) 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額

ウ 再度の入札は1回限りとする。

エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

- (ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者
- (イ) 大阪府一般競争入札心得（物品関係）第11条の規定により無効とされた入札をした者
- (ウ) 大阪府一般競争入札心得（物品関係）第12条の規定により失格とされた者

オ イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(5) その他

入札書の記入は注意して正確に行い、記載内容を確認の上、提出すること。

12 入札参加の辞退等

入札参加者は、下記に示すところにより、入札参加申請の「取下げ」あるいは入札参加の「辞退」をすることができる。

入札参加申請を取下げた者又は入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(1) 入札参加申請の取下げ

入札参加者は、5-1 (1)並びに5-2 (1)に示す申請期間中に限り、入札参加申請をシステムにより取下げることができる。この場合、同期間中であれば、再度、システムにより入札参加申請を行うことができる。

(2) 入札参加の辞退

ア 入札参加者は、6-1 (2)並びに6-2 (2)の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

イ 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、システムにより入札の辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札による場合は、速やかに郵送又は持参により辞退届を提出するものとする。

ウ 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

エ 入札書の提出期間を過ぎても入札書が大阪府電子入札サーバーに未到着の場合は、当該入札参加者が入札参加を辞退したものとみなす。

オ 入札参加を辞退した者は、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

13 入札執行の保留、延期又は取り止め若しくは他の入札方法への変更

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じシステムによる入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）若しくは他の入札方法に変更する場合があるものとする。

なお、保留等又は従来の紙を用いた入札に変更したことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

- (2) システムに障害が発生したとき。
- (3) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (4) 入札参加者が共通入札説明書、発注概要書又は電子入札心得の規定に違反する疑いがあるとき。
- (5) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

14 公正入札調査の実施

- (1) 13(3)又は(4)に該当するときは、必要に応じて「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく、公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

- (2) 調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止める。

15 入札金額内訳書等の提出

- (1) 発注概要書において、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書等の提出を求める場合は、入札書の添付書類として、(4)の場合を除き、電子ファイルとして下記により提出すること。

ア システムにより提出する電子ファイルは、次のアプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を使用したファイル形式により提出すること。

保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう十分注意すること。

電子ファイルを圧縮する場合は、ZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word95からWord2016のバージョンでの保存のもの (DOC形式・DOCX形式)
Microsoft Excel	Excel95からExcel2016のバージョンでの保存のもの (XLS形式・XLSX形式)
その他のアプリケーション	Adobe Acrobat (PDF形式) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式、TIFF形式)

イ 電子ファイル化された書類の電子ファイルとしての総容量が「3MB」を超える場合は、システムの添付ファイルとして書類を提出することはできない。

ウ システムにより提出する書類は、事前にウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認した後に提出すること。

エ ウイルスに感染したファイルを提出した場合等は、速やかに「発注概要書」の「システム操作、PC環境等に関すること。」に記載のあて先に連絡すること。

提出された電子ファイルにウイルス感染があった場合は、入札書提出期間終了後に当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

また、開札後にウイルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

- (2) 提出する入札金額内訳書等は、自らの責任で積算したものであること。
- (3) 入札金額内訳書等を提出しない者が提出した入札書は無効とする。

- (4) 11-1 (4)並びに11-2 (4)に規定する再度の入札を行なう場合は、入札書に電子ファイルとしての入札金額内訳書等の添付は要しないが、19の事後審査に基づき提出すること。

16 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100又は消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 入札保証金

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
- ア 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- イ 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

18 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
「発注概要書」による。

- (2) 開札の方法
システムにより開札する。

入札結果については落札者決定日にシステムにより公開する。ただし、大阪府が必要であると認めたときは、公開時期を延期し又は公開しないことがある。

なお、紙入札がある場合は入札書の開封について、入札執行の日時及び場所において入札参加者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府の職員を立ち合わせて行うものとする。

- (3) 開札状況の閲覧方法

開札状況は、ICカードでシステムにアクセスするのではなく、以下の手順により閲覧できる。

手順1 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『入札・公募』タブ内『入札結果』をクリック

↓

手順2 案件情報検索画面：「区分」を『物品』とし、その他検索条件（※）を指定の上で、『検索』ボタンをクリック

↓

手順3 案件情報一覧が表示されるので、閲覧したい案件の入札結果『表示』をクリック

※≪その他検索条件の例≫

「入札方法」欄は、「電子入札」を選択

「部局」欄は、「〇〇〇部」を選択

「公告日」欄は、「発注概要書の公告日」を入力
なお、「開札日」欄を入力する場合は、開札日と入札日は異なるので注意すること。

19 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。

(1) 事後審査の内容

ア 6-1(1)に示す「自動審査を行う項目以外の項目」の審査、並びに6-2(1)に示す資格審査の確認

イ 6-1(1)に示す「自動審査を行う項目」の確認

(自動審査を行う項目についても、開札後、改めて確認する。)

(2) 提出書類

ア 「発注概要書」に示す「提出書類一覧」中で事後審査資料の定めがある場合は、「発注概要書」に示す日及び方法により提出すること。

この場合、当該書類を指定した日及び方法により提出しないときは、その者の提出した入札書は原則として無効とする。

イ 入札参加資格を確認するための添付資料は各資料に記載した指示に従い作成すること。

ウ 提出した書類の返却は行わない。

(3) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を「落札候補者」とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、次の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

(ア) 落札候補者がすべてシステムによる場合は、その落札候補者が入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定する。

(イ) 落札候補者に紙入札による者が存在する場合は、システムによる入札者が存在するに関わらず、すべての落札候補者に対し「くじ入力番号」に従い下記の算定方法により事後審査の順位を決定する。

① システムによる入札書提出時に入力した「くじ入力番号」と紙の入札書に記載した任意の3桁の「くじ入力番号」を基礎とする。なお、記入がない場合などは、「000」の数値が記載されたものとみなす。

② 同額となった落札候補者に対し、入札書が到着した順（入札書提出日時順）に「0, 1, 2, 3, ……」と番号を割りあてる。なお、システムによる者は、システムによる入札書提出日時順とし、紙入札による者の場合は、システムによる者が存在するときはその後順位とし、紙入札による者同士はアルファベット順とする。

③ 次の数字で得られた余りの数字により落札候補者を選定する。

〈計算式〉
$$\frac{(\text{同額となった契約候補者の3桁のくじ番号の合計})}{\text{同額となった契約候補者の数}}$$

(計算の結果、余りの数字が「0, 1, 2, 3・・・」のうち、いずれかの数字が算出される。)

④ 入札書の到達順の番号と③の数式で求められた「余り」が一致した者を最上位（落札候補者）とする。

⑤ 最上位の番号に1を足した番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を2順位とする。

⑥ 2順位の番号に1を足した番号の入札参加者を3順位とする。この場合において、2順位の番号に1を足した番号が存在しない場合には、0の番号の入札参加者を3順位とする。

⑦ 4順位以下は⑤の規定に準じて順位を決定する。

ウ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、最低の価格で入札をした者（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2人以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

○電子くじの方法については以下を参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/o040110/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-garapon.html

20 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに大阪府電子入札心得（物品関係）又は大阪府一般競争入札心得（物品関係）及び郵便入札心得（物品関係）、発注概要書等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、本府より入札参加資格のある旨確認された者であっても、事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

21 落札者の決定方法

19の事後審査の結果、資格が有効であると確認された者を落札者とし、次の方法により入札参加者に通知する。

(1) 入札参加者がすべてシステムによる場合は、システムにより行う。

(2) 入札参加者に紙入札による者が存在する場合は、FAXにより行う。なお、システムによる入札参加者にはシステムにより「取止め通知書」が通知されるが、それについては無効とする。

22 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成する場合には、落札者は、大阪府電子契約実施要領（以下「電子契約要領」という。）第2条第1号に規定する電子契約の場合は電子契約要領第2条第2号に規定する電子署名を行い、又は書面による契約書の場合は記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に大阪府に提出しなければならない。ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪府は契約を締結しない。

(2) 誓約書

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに「発注概要書」に示す提出先へ提出しなければならない。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

(3) 契約保証金

ア 落札者は、この契約の締結までに、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(イ) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

(ウ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(エ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(オ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(カ) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

イ アにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(ア) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(イ) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における落札者からの契約保証金免除申請

ウ イ(ア)の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(4) 落札者が落札決定の日から契約締結の日までの期間において、次のうちアに該当した場合は契約せず、イからウに該当した場合は契約を締結しないことがある。

ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外措置を受けている場合、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中である場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合

ウ 府を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合

- (5) (1)後段及び(4)の規定により大阪府が契約を締結しないときは、17(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、本府は一切責めを負わない。
- (6) 「発注概要書」により、議会対象案件となっている場合は、(1)により締結する契約は大阪府議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となる。

この場合(4)の「契約締結の日」は「本契約締結の日」と読み替えるものとし、「契約せず」は「仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行い」と読み替え、また「契約を締結しないことがある」は「仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある」と読み替えてこれらの規定を準用する。

なお、仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、落札者は17(2)に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合本府は一切の責めを負わない。

23 苦情申立て（政府調達に関する協定関係）

- (1) 入札参加資格申請書等、調達手続きにおいて、効力を有する政府調達に関する協定（平成7年12月8日公布条約第23号）の規定に反する事実があると判断する場合は、大阪府政府調達苦情検討委員会（連絡先：大阪府会計局会計指導課検査・指導グループ 電話06 - 6944 - 6010）に対して苦情申し立てを行うことができる。
- (2) 調達手続きにおける前項の苦情の申し立てがあり、大阪府政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、調達手続きの停止を行うことがある。

24 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申請書類または事後審査書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。
- また、入札参加申請書類または事後審査書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。
- (4) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。
- このため、公開画面において、公開されている全ての入札参加者が、本入札の入札参加資格を有していたとは限らないので、留意すること。
- (6) 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『案件ごとのお知らせ』→『汎用連絡・提出』機能を利用して開札前になされた連絡・問い合わせ・書類提出については、一切受付・対応できないため、開札前にこの機能を利用しないこと。

（公開画面の確認方法は、18(3)開札状況の閲覧方法 参照）

○公開画面での表示の方法

- ・落札した者 ⇒ 落札企業名称及び落札金額を表示
 - ・失格となった者 ⇒ 企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「失格」と表示
 - ・無効の入札を行った者 ⇒ 企業名称及び入札金額を表示し、摘要欄は「無効」と表示
 - ・入札参加を辞退した者 ⇒ 企業名称を表示し、摘要欄は「辞退」と表示
 - ・入札書を提出しなかった者 ⇒ 企業名称を表示し、摘要欄は「入札書不着」と表示
- (5) システム障害等により入札手続が困難となった場合など、本府がやむを得ないと認めるときは、本入札を中止し、他の入札方法への変更をすることがある。

(6) 「大阪府電子契約ポータルサイト」の『案件ごとのお知らせ』→『汎用連絡・提出』機能を利用して開札前になされた連絡・問い合わせ・書類提出については、一切受付・対応できないため、開札前にこの機能を利用しないこと。

(7) 使用禁止文字（機種依存文字等）

システムを利用する際、機種依存文字等を使用したときは、表示されない又は印刷時に文字化けするといった不具合が起きることがあるため、次に示す文字をシステムに直接入力したり、申請書等を添付する際のファイル名として使用しないよう十分注意すること。ただし、添付ファイルの資料中に記述するものは差し支えない。なお、機種依存文字とは、パソコンの種類や環境（OS）に依存し、異なる機種で表示させた場合に、文字化けや機器の誤作動を引き起こす可能性のある文字のことである。よって、添付ファイルのファイル名は、漢字、ひらがな、英数字で構成された名称とすることを推奨する。

《使用禁止文字等》

[illegible]

※その他使用不可となる文字⇒「カタカナ半角」、「～」がある。

【最終改正日 令和8年7月1日】